

熊本県告示第 1131 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 15 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
大橋通クリニック	山鹿市大橋通 703	平成 15 年 11 月 26 日から 平成 18 年 11 月 25 日まで

公 告

熊本県公告第 816 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 15 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1379 号	炭酸カルシウム肥料	20.0 炭酸苦土石灰	アルカリ分 ： 55.0 可溶性苦土 ： 20.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	株式会社 飯田工業所 熊本県八代市本町四丁目 3 番 15 号	平成 15 年 11 月 9 日
熊本県肥第 1380 号	炭酸カルシウム肥料	20.0 粒状炭酸苦土石灰（マグサン 20）	アルカリ分 ： 55.0 可溶性苦土 ： 20.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	株式会社 飯田工業所 熊本県八代市本町四丁目 3 番 15 号	平成 15 年 11 月 9 日

